



平成 18 年 7 月 19 日

コミットメントライン契約に係る印紙税法上の取扱いについて

掲題の件に関し、日本ローン債権市場協会では、添付の内容を国税庁にお送りし、検討をお願いいたしましたが、今般、国税庁よりその取扱いについてご説明を頂戴しました。

内容は、国税庁のホームページから、通達等 > その他法令解釈に関する情報 > 印紙税 (<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/inshi/inshi.htm>) をご参照ください。

また、会員各位には、内容をご確認頂き、課税基準を遵守頂きたく、お願いいたします。

以 上